

2014年1月24日
東京大学大学院工学系研究科
原子力専攻

原子力事業者防災業務計画の修正について

1. はじめに

原子力災害特別措置法関係省令等が改正され、新たに取り組むべき事項が提示されました。これらを踏まえ、原子力事業者防災業務計画の修正を行いました。」

2. 主な修正内容の要旨

(1) 原子力災害特別措置法施行令の一部改正に伴う修正

(敷地境界における放射線測定設備 (モニタリングポスト) で計測された放射線量が、基準値を超えた場合には直ちに通報する 等)

(2) 原子力災害特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部改正に伴う修正

(原子力緊急時体の判断基準となる放射線量について、従来の 1/100 とする 等)

(3) 原子力災害特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画に関する命令の一部改正に伴う修正

(通常の手続き (Fax による一斉送信) が行えない場合の手続きについて、新たに規定 等)

(4) その他

所要の見直し (様式 等)

3. 修正日

2014年1月17日